

県民参加型の生物相調査事業仕様書

1. 業務の内容

(1) 業務名

県民参加型の生物相調査事業

(2) 業務の目的

県民参加による生物相調査及びデータベースの作成や、普及啓発を通じて、自然環境に対する県民の理解を深め、環境保全に対する意識の高い人材を育成するとともに、地域の暮らしとの調和を図りながら貴重な自然環境の保全を実践し、次世代に引き継ぐことを目的とする。

2. 委託期間

契約締結の日から令和8年3月16日(月)まで

3. 事業の内容

本事業は、次に掲げる項目について実施するものとする。

(1) 生物相調査に係る委員会運営

事業受託者は、各分類群における有識者を委員とする愛媛県生物相調査委員会(以下「委員会」という。)を設置し、調査の内容・体制・方法等について協議し、調査計画を作成するとともに、進捗を確認する。

- ① 名 称：愛媛県生物相調査委員会
- ② 構 成 員：えひめの生物多様性保全推進委員会、野生動植物専門部会員等の有識者10名程度
- ③ 任 務：調査計画の作成及び進捗管理、委員会運営
- ④ 回 数：年2回程度(調査計画の作成<5月>、進捗確認<2月>、その他)

(2) スキルアップ研修(人材育成)

データベースへの情報収集を加速化させるため、過去の自然観察会経験者や学校関係者、行政職員などを対象としたセミナーや実習等を行い、調査技術の向上を図る。

- ① 研修項目：県RL種、県特定希少野生動植物、特定外来生物等
- ② 研修内容：現地研修、室内研修
- ③ 実施回数：8回程度

(3) 県立自然公園の生物相基礎調査の実施

気候変動の影響が出やすい高標高地や、津波や海面上昇等の影響により消失する可能性がある県立自然公園の動植物の生息状況について集中的に調査を実施し、生物相の情報を蓄積する。

ア 生物相基礎調査

生物相調査データの蓄積を図るため、委員会構成員と委員会が指名した調査協力員(以下「協力員」という。)を中心に生物相基礎調査を実施する。

(ア) 調査対象地域：四国カルスト県立自然公園

(イ) 調査対象及び調査方法(全ての調査対象の文献調査を含む)

- ① 哺乳類：捕獲調査(夏季、秋季)、自動カメラ撮影(通年)
- ② 鳥類：繁殖調査(夏季)、越冬調査(冬季)共に目視調査
- ③ 両生爬虫類：目視調査(通年)
- ④ 昆虫類：捕獲・トラップ調査(通年)、鳴き声調査(通年)
標本作成
- ⑤ 高等植物：目視調査(通年)、標本作成
- ⑥ その他分類群：希少種、外来種

イ 自然観察会のコンテンツ開発(普及啓発)

生物相基礎調査の調査結果等を反映した自然観察会のコンテンツ開発を行い、ア 生物相基礎調査時に実施する。

(4) 生物相データベースの作成及び普及啓発

ア データベースへの情報集積

各調査結果と、公共事業で実施される環境影響調査等の情報等を併せて、生物相データベースに整理する。また、委員会委員と協力員は県 RL 掲載種および、情報が不足している海岸域、干潟域の調査を重点的に実施することで、データベースの充実化を図る。

イ 啓発資料の作成と普及啓発

生物相データベースを活用した県民向けの啓発資料用データを作成する。併せて県民向け普及啓発イベントで本取組を広報することにより、一般県民の地域の生態系への興味・関心を高める。

4. 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して愛媛県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができる。

5. 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができるが、再委託先は企画提案公募実施要領5の要件を全て満たすこととし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得なければならない。

6. 秘密保持

- (1) 本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

7. 個人情報の保護

個人情報の保護については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は愛媛県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

なお、個人情報の保護の取扱いについて疑義がある場合は、愛媛県に協議すること。

8. その他

業務の実施にあたっては、愛媛県と協議を重ねながら実施すること。